

市民税・県民税申告書の記入例

○書き方が分からない場合は、赤枠内(住所・氏名欄、扶養親族欄)のみ記入の上、収入の分かる書類(源泉徴収票など)と申告する控除の証明書を添付してご提出ください。
 (注)証明書等で確認できない項目は適用されません。

申告される方のマイナンバーの記載 + 本人確認書類の提示、又は写しの添付が必要です。
 【マイナンバーカードをお持ちの方】 マイナンバーカード1点で本人確認ができます。
 【マイナンバーカードをお持ちでない方】 以下の2点の書類が必要となります。

番号確認書類 (通知カード、住民票の写し など) + 身元確認書類 (運転免許証、パスポート、障害者手帳 など)

住所・氏名・個人番号、電話番号等を記入し、押印してください

平成31年度 市民税・県民税申告書

受付印	現住所 安城市桜町18番23号	台帳番号	宛名番号
安城市長	フリガナ アンジョウ タロウ	個人番号 (マイナンバー)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4
年 月 日 提出	氏名 安城 太郎	電話番号	0 5 6 6 - 7 6 - 1 1 1 1
	生年月日		S 2 2 . 1 2 . 1

1 所得金額

所得の種類	収入金額 (円)	必要経費 (円)	控除 (円)
給与	1,000,000		
雑	1,600,000		
営業等			
農業	600,000	100,000	
不動産			

この欄には記入しなくても大丈夫です

2 所得から差し引かれる金額 (控除を受ける場合は、証明書等が必要です。)

雑損控除	損害額	円	保険金等補てん額	円
医療費控除	支払った医療費	350,000	保険金等補てん額	50,000
社会保険料控除	国民年金・国民健康保険等の支払額(合計)	35,420	小規模企業共済等	円
生命保険料控除 (支払額を記入)	新一般生命 150,000	旧一般生命 122,500	介護医療 円	
地震保険料 (支払額を記入)	地震保険料	20,000	旧長期損害保険料	円

※下記赤枠内が未記入の場合は、本人該当の控除や扶養の控除ができません。16歳未満の扶養親族も忘れずにご記入ください。判定の時期は平成30年12月31日の現況です。

3 市民税・県民税の納付方法

本人該当 専業主婦(夫)控除 勤労学生控除 本人障害

扶養親族のマイナンバーの本人確認書類の提示、又は写しの添付は必要ありません。

4 収入がなかった人の記入欄 (収入がなかった人は必ずここに記入してください。)

1 次の人の扶養、または送迎を受けていた 2 以下のいずれかの給付等を受けていた 3 左の1、2に該当しない場合、生活費住所 遺族年金・障害年金・雇用保険 などのように工面していただく 貯金・生活保護・手当

(注)赤枠内には該当があれば必ず記載してください。記入のない項目は、証明書等に記載があっても控除ができません。

平成30年中に収入がなかった方はこの欄に記載してください。

1 所得金額の説明

○収入金額と必要経費を記載してください。

種類	内容	記入上の注意
給与	給料、賞金、賞などから生ずる所得	・源泉徴収票の支払金額を記入してください。 ・日給の人は日給額から年間の金額を計算してください。 ※源泉徴収票を添付してください。
雑	公的年金 その他	・年金・恩給などから生ずる所得 ・作家以外の人の原稿料や印税、講演料など ※必要経費があれば記入してください。
営業等	卸売業、小売業、製造業、修理業、飲食業、建設業、運輸業、金融業、サービス業など営業から生ずる所得 ・医師、税理士、作家、内職、家庭教師、ホステス、大工、各種外交員など事業から生ずる所得	・「必要経費」には、販売した商品の原価、租税公課、雇人費、地代、家賃、事業用固定資産の損失、減価償却費など営業や事業による収入をあげるために必要な経費等が含まれます。 ・家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人等の個人は、65万円を必要経費とすることができます。
農業	農産物の生産、果樹の栽培、家畜の飼育などから生ずる所得	・「必要経費」には、種苗・肥料の購入費、雇人費、農機具等の減価償却費などが含まれます。
不動産	貸家・貸店舗、アパート、貸地などから生ずる所得 ・(営農などに貸している)農地の賃貸による収入	・「必要経費」には固定資産税、損害保険料、修繕費、管理費、減価償却費、借入れ金の利子、不動産貸付業用固定資産の損失等が含まれます。

2 所得から差し引かれる金額の説明

○記載項目欄のみ記入してください。支払額等から算出する控除額の計算は不要です。
 ○申告書の赤枠内(本人該当の控除・扶養控除欄)には、該当があれば必ず記入してください。

種類	内容	記入上の注意
雑損控除	・平成30年中に災害や盗難を受け、その損害額が平成30年中の総所得金額等の10分の1を超えるときは、その超えた金額を控除。	・「雑損額」は、損害を受けた時の時価で記入してください。 ・「保険金等補てん額」は、損害について支払を受ける損害保険料や賠償金などの金額を記入してください。 ※領収書を添付してください。
医療費控除	・あなたがあなたと生計を一にする親族のために支払った医療費がある場合には記入してください。 ・医療費が平成30年中の総所得金額等の100分の5もしくは10万円を超えるときは、その超えた金額を控除(最高200万円まで)。	・「支払った医療費」の左の□にレ点を記入し、診察費、治療費、入院費、医薬品の購入費などの合計を記入してください。 ・「保険金等補てん額」は、補てんされる医療費、分焼手当などの合計を記入してください。 ※領収書または医療費の明細書を添付してください。
セルフメディケーション税制	・平成30年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組(予防接種、定期健康診断、特定健康診断等)を行い、あなたやあなたと生計を一にする親族のために支払った特定一般用医薬品等(スイッチOTC医薬品)の購入費がある場合に記入してください。 ・購入費が1万2千円を超えるときは、その超えた金額を控除(最高8万8千円まで)。 ※上記の医療費控除と重複適用はできません。	・「スイッチOTC医薬品購入費」の左の□にレ点を記入し、特定一般用医薬品等(スイッチOTC医薬品)の購入費の合計を記入してください。 ※健康診断等の取組を行ったことを明らかにする書類及び②領収書または購入費の明細書を添付してください。
社会保険料控除	・平成30年中にあなたがあなたと生計を一にする親族の国民健康保険、国民年金保険、厚生年金保険、介護保険、後期高齢者医療保険の保険料などをあなたが支払った場合に、支払金額の全額を控除。	・支払保険料の金額の合計額を記入してください。 ※領収書または社会保険料支払明細書を添付してください。
小規模企業共済掛金控除	・平成30年中にあなたが第一種小規模企業共済や身障害者扶養共済の掛金を支払った場合に、支払金額の全額を控除。	・支払掛金の金額の合計額を記入してください。 ※領収書を添付してください。
生命保険料控除	・平成30年中にあなたが親族を受取人とする生命保険契約などの掛金を支払った場合に支払金額に応じて所定の金額を控除。 ・生命保険料控除は、新一般生命保険料控除、旧一般生命保険料控除、新個人年金保険料控除、旧個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の5種類に分類されます。	・該当欄に各支払保険料の金額の合計額を記入してください。控除額ではありません。 ・新契約は平成24年1月1日以降に締結した保険契約。旧契約は平成23年12月31日以前に締結した保険契約。 ※控除証明書を添付してください。
地震保険料控除	・平成30年中にあなたが親族が所有している家屋等の地震保険料を支払った場合に受けられる控除。 ・「旧長期損害保険料」は平成18年末までに契約した長期損害保険で、保険期間が10年以上で、かつ、満期返戻金が支払われるもの。	・該当欄に各支払保険料の金額の合計額を記入してください。 ・1つの証明書に、地震保険料および旧長期損害保険料の両方の支払証明額が記載されている場合は、いずれか一方の控除を選択してください。 ※控除証明書を添付してください。
寡婦・寡夫控除	・寡婦控除 ①あなたが夫と離婚、または死別等した後再婚せず、扶養親族等を有する場合。 ②夫と死別してから再婚していない、または夫の生計が不明であって平成30年中の合計所得金額が500万円以下の場合。 ・寡夫控除 妻と離婚、または死別等した後再婚せず、総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子を有し、平成30年中の合計所得金額が500万円以下の場合。 ※「扶養親族等」とは、扶養親族または総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子で、他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族とされている者は含まれません。	・本人該当欄の寡婦(夫)控除にレ点を記入してください。「死別・離別・生死不明」欄には該当に○を記入してください。 ・寡婦控除額……………26万円 ・「特別寡婦」 寡婦のうち、扶養親族である子を有し、かつ、平成30年中の合計所得金額が500万円以下である場合の控除額……………30万円 ・寡夫控除額……………26万円
勤労学生控除	・あなたが大学、高等学校などの学生か生徒で勤労による所得を有し、合計所得金額が65万円以下で、かつ、その所得のうち自己の勤労によらない所得の金額が10万円を超えない場合に受けられる控除。	・本人該当欄の、勤労学生控除にレ点を記入し、学校名を記入してください。 ※平成30年12月31日時点で学生であったことを証明するもの(学生証、卒業証書等)のコピーを添付してください。
障害者控除	・あなたが大学、高等学校などの学生か生徒で勤労による所得を有し、合計所得金額が65万円以下で、かつ、その所得のうち自己の勤労によらない所得の金額が10万円を超えない場合に受けられる控除。 ・「障害者」とは、特別障害者以外で、各種障害者手帳を有している場合。 ・「特別障害者」とは、身体障害者手帳1・2級の人、精神障害者保健福祉手帳1級の人の、療育手帳A判定の人、65歳以上の方の要介護4・5の人など。 ・平成30年12月31日(年の途中で死亡された場合は死亡した日)現在の現況にて判定します。	・本人該当欄の本人障害欄または扶養親族の障害者控除欄に、障害の程度(等級)を記入してください。 ・障害者控除額……………26万円 ・特別障害者控除額……………30万円 ・控除対象配偶者または扶養親族が同居し、かつ特別障害者である場合の特別障害者控除額-5万円 ※手帳などの証明となるもののコピーを添付してください。要介護認定の場合は、社会福祉事務所

種類	内容	記入上の注意
配偶者控除	・平成30年中のあなたの合計所得金額が1000万円以下で、平成30年中の合計所得金額が38万円以下のあなたと生計を一にする配偶者を扶養している場合に受けられる控除。 (他の納税者の扶養親族とされる人、青色事業専従者および白色事業専従者は除きます。) ・平成30年12月31日(年の途中で死亡された場合は死亡した日)現在の現況にて判定します。	・あなたが扶養している親族欄に、配偶者の氏名、生年月日、マイナンバー等を記入してください。 ・控除額については下記表をご覧ください。 (老人控除対象配偶者:控除対象配偶者のうち、昭和24年1月1日以前に生まれた人)
配偶者特別控除	・あなたの平成30年中の合計所得金額が1000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の平成30年中の合計所得金額が38万円を超え、123万円以下である人の場合に受けられる控除。(青色事業専従者および白色事業専従者は除きます。) ・平成30年12月31日(年の途中で死亡された場合は死亡した日)現在の現況にて判定します。	・あなたが扶養している親族欄に、配偶者の氏名、生年月日、マイナンバー等を記入してください。 ・配偶者特別控除額……………あなたの合計所得金額と配偶者の合計所得金額に応じた所定の金額が控除されます。 ・控除額については下記表をご覧ください。
扶養控除	・あなたが扶養している親族欄に、扶養親族の氏名、生年月日、マイナンバー等を記入してください。 ・16歳未満の扶養親族については控除額はありますが、非課税判定の対象にはなりませんので忘れずに記入してください。	
基礎控除	納税義務者一律に受けられる控除	基礎控除額……………33万円

参考: 配偶者控除額・配偶者特別控除額

被扶養者のパートなどの給与収入(所得)	控除	扶養者の配偶者(特別)控除額					
		扶養者の給与収入1,120万円以下(所得900万円以下)	扶養者の給与収入1,120万円超1,170万円以下(所得900万円超950万円以下)	扶養者の給与収入1,170万円超1,220万円以下(所得950万円超1,000万円以下)	扶養者の給与収入1,220万円超1,270万円以下(所得1,000万円超1,050万円以下)		
103万円以下(所得38万円以下)	配偶者控除(本人配偶者控除)	33万円(38万円)	38万円(48万円)	22万円(26万円)	26万円(32万円)	11万円(13万円)	13万円(16万円)
103万円超150万円以下(所得38万円超85万円以下)	配偶者特別控除	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円
150万円超155万円以下(所得85万円超90万円以下)		33万円	36万円	22万円	24万円	11万円	12万円
155万円超160万円以下(所得90万円超95万円以下)		31万円	31万円	21万円	21万円	11万円	11万円
160万円超166万8千円未満(所得95万円超100万円以下)		26万円	26万円	18万円	18万円	9万円	9万円
166万8千円以上175万2千円未満(所得100万円超105万円以下)		21万円	21万円	14万円	14万円	7万円	7万円
175万2千円以上183万2千円未満(所得105万円超110万円以下)		16万円	16万円	11万円	11万円	6万円	6万円
183万2千円以上190万4千円未満(所得110万円超115万円以下)		11万円	11万円	8万円	8万円	4万円	4万円
190万4千円以上197万2千円未満(所得115万円超120万円以下)		6万円	6万円	4万円	4万円	2万円	2万円
197万2千円以上201万6千円未満(所得120万円超123万円以下)		3万円	3万円	2万円	2万円	1万円	1万円

参考: 扶養控除額

年少扶養	一般扶養	特定扶養	老人扶養	同居老親等
16歳未満:平成15年1月2日以後に生まれた人	16歳以上:平成15年1月1日以前に生まれた人(特定老人扶養を除く。)	19歳以上23歳未満:平成8年1月2日以後平成12年1月1日以前に生まれた人	70歳以上:昭和24年1月1日以前に生まれた人	老人扶養親族のうち、あなたまたは配偶者の直系尊属で、かつ、あなたまたは配偶者と同居している人
0円	33万円	45万円	38万円	45万円